

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月27日
【計算期間】	第3期中 (自 2020年7月28日 至 2021年1月27日)
【ファンド名】	MSVグローバル資産配分ファンド（成長型）
【発行者名】	マネックス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 友茂
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【事務連絡者氏名】	鈴木 由美子
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【電話番号】	03-6441-3793
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】

(2021年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	580,398,612	93.87
内 アメリカ	580,398,612	93.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,934,569	6.13
純資産総額	618,333,181	100.00

その他資産の投資状況

(2021年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	141,647,760	22.91
内 日本	141,647,760	22.91

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2021年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年12月7日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2019年7月25日)	11,398,356	11,398,356	1.0620	1.0620
第2計算期間末日 (2020年7月27日)	65,617,850	65,617,850	1.0741	1.0741
2020年1月末日	50,944,579	-	1.1171	-
2月末日	54,779,029	-	1.0649	-
3月末日	49,746,126	-	0.9367	-
4月末日	56,949,585	-	0.9950	-
5月末日	58,931,707	-	1.0174	-
6月末日	61,086,683	-	1.0426	-
7月末日	65,737,785	-	1.0761	-
8月末日	69,142,170	-	1.1201	-
9月末日	58,098,267	-	1.0897	-
10月末日	60,166,632	-	1.0759	-
11月末日	170,182,994	-	1.1567	-
12月末日	436,129,731	-	1.1778	-

2021年1月末日	618,333,181	-	1.2011	-
-----------	-------------	---	--------	---

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2020年7月28日～ 2021年1月27日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	6.2
第2計算期間	1.1
2020年7月28日～ 2021年1月27日	12.5

2【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	10,733,028	0	10,733,028
第2計算期間	50,357,249	0	61,090,277
2020年7月28日～ 2021年1月27日	456,565,144	10,858,517	506,796,904

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年7月28日から2021年1月27日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

MSVグローバル資産配分ファンドⅣ(成長型)

(1)【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第2期 (2020年7月27日現在)	第3期中間計算期間末 (2021年1月27日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		167,349	56,954,986
コール・ローン		2,418,693	30,481,298
投資証券		63,195,781	582,721,639
派生商品評価勘定		245,190	384,257
未収入金		-	5,832
流動資産合計		66,027,013	670,548,012
資産合計		66,027,013	670,548,012
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	197,647
未払金		-	56,841,674
未払受託者報酬		7,656	24,794
未払委託者報酬		400,680	1,291,826
その他未払費用		827	2,908
流動負債合計		409,163	58,358,849
負債合計		409,163	58,358,849
純資産の部			
元本等			
元本	1	61,090,277	506,796,904
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()		4,527,573	105,392,259
(分配準備積立金)		638,360	536,385
元本等合計		65,617,850	612,189,163
純資産合計		65,617,850	612,189,163
負債純資産合計		66,027,013	670,548,012

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2期中間計算期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月25日)	第3期中間計算期間 (自 2020年7月28日 至 2021年1月27日)
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取配当金		206,486	1,858,681
受取利息		834	-
有価証券売買等損益		895,171	25,378,446
為替差損益		29,087	2,018,736
営業収益合計		1,131,578	25,218,391
営業費用			
支払利息		336	4,788
受託者報酬		2,012	24,794
委託者報酬		106,607	1,291,826
その他費用		17,248	53,441
営業費用合計		126,203	1,374,849
営業利益又は営業損失()		1,005,375	23,843,542
経常利益又は経常損失()		1,005,375	23,843,542
中間純利益又は中間純損失()		1,005,375	23,843,542
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()		-	29,766
期首剰余金又は期首欠損金()		665,328	4,527,573
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,428,175	77,869,944
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		4,428,175	77,869,944
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	878,566
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		-	878,566
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		6,098,878	105,392,259

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年7月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2020年7月27日、当中間計算期間末日を2021年1月27日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期 (2020年7月27日現在)	第3期中間計算期間末 (2021年1月27日現在)
1. 1 期首元本額	10,733,028円	61,090,277円
期中追加設定元本額	50,357,249円	456,565,144円
期中一部解約元本額	- 円	10,858,517円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	61,090,277口	506,796,904口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期中間計算期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月25日)	第3期中間計算期間 (自 2020年7月28日 至 2021年1月27日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期 (2020年7月27日現在)	第3期中間計算期間末 (2021年1月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第2期 (2020年7月27日 現在)				第3期中間計算期間末 (2021年1月27日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	15,374,590	-	15,129,400	245,190	140,749,570	-	140,562,960	186,610
アメリカ・ドル	15,374,590	-	15,129,400	245,190	140,749,570	-	140,562,960	186,610
合計	15,374,590	-	15,129,400	245,190	140,749,570	-	140,562,960	186,610

(注) 時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2期 (2020年7月27日現在)	第3期中間計算期間末 (2021年1月27日現在)
1口当たり純資産額	1.0741円	1.2080円
(1万口当たり純資産額)	(10,741円)	(12,080円)

4 【委託会社等の概況】

(1) 【資本金の額】

2021年1月末現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

- 過去5年間における主な資本金の増減

2016年6月24日 資本金250百万円から500百万円に増資

2018年9月27日 資本金500百万円から900百万円に増資

2020年9月29日 資本金900百万円から1,400百万円に増資

(2) 【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年1月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	17	18,820
合計	17	18,820

百万円未満は四捨五入

(3) 【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- また、第6期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第4期 (2019年3月31日現在)	第5期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	649,698	245,536
前払費用	1,035	1,627
未収委託者報酬	9,769	4,734
未収運用受託報酬	541	1,063
その他	12,314	16,369
流動資産計	673,359	269,331
固定資産		
有形固定資産	1 3,485	1 3,444
建物	2,466	1,541
器具備品	1,018	1,903
無形固定資産	118,841	148,574
ソフトウェア	118,841	118,356
ソフトウェア仮勘定	-	30,218
投資その他の資産	60,535	48,298
投資有価証券	51,869	48,298
長期差入保証金	8,666	-
固定資産計	182,862	200,317
資産合計	856,221	469,649
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,244	4,260
未払金	6,130	3,165
未払手数料	3,574	4,648
未払費用	13,205	16,368
未払法人税等	7,355	6,147
流動負債計	32,510	34,591
固定負債		
繰延税金負債	572	41
固定負債計	572	41
負債合計	33,082	34,632
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	900,000	900,000
資本剰余金	900,000	900,000
資本準備金	900,000	900,000
利益剰余金	978,157	1,363,240
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	978,157	1,363,240
株主資本計	821,842	436,759
評価・換算差額等		
その他の有価証券評価差額金	1,296	1,743

評価・換算差額等計	1,296	1,743
純資産合計	823,139	435,016
負債・純資産合計	856,221	469,649

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	34,835		28,346	
運用受託報酬	27,742		34,049	
営業収益計		62,578		62,396
営業費用				
支払手数料	16,299		19,941	
広告宣伝費	15,108		13,547	
調査費	54,074		71,752	
委託調査費	53,498		70,949	
その他調査費	576		803	
委託計算費	10,396		8,920	
営業雑経費	2,638		2,946	
通信費	1,346		1,575	
協会費	1,292		1,370	
営業費用計		98,518		117,107
一般管理費				
給料	177,998		204,845	
役員報酬	24,987		31,090	
給料・手当	133,319		147,807	
法定福利費	19,691		25,948	
交際費	164		256	
旅費交通費	1,849		1,870	
租税公課	11,875		9,711	
不動産賃借料	14,073		15,149	
退職給付費用	3,226		4,459	
固定資産減価償却費	1 30,738		1 43,484	
諸経費	38,737		50,444	
一般管理費計		278,662		330,222
営業損失()		314,602		384,933
営業外収益				
受取利息	4		4	
雑収入	205		797	
営業外収益計		209		801
経常損失()		314,393		384,132
特別利益				
新株予約権戻入益	2,000		-	
特別利益計		2,000		-
税引前当期純損失()		312,393		384,132
法人税、住民税及び事業税		950		950
当期純損失()		313,343		385,082

(3) 【株主資本等変動計算書】

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	500,000	500,000	500,000	664,814	664,814	335,185
当期変動額						
新株の発行	400,000	400,000	400,000	-	-	800,000
当期純損失()	-	-	-	313,343	313,343	313,343
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	400,000	400,000	400,000	313,343	313,343	486,657
当期末残高	900,000	900,000	900,000	978,157	978,157	821,842

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	その他の有 価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	2,000	337,185
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	800,000
当期純損失()	-	-	-	313,343
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	1,296	1,296	2,000	703
当期変動額合計	1,296	1,296	2,000	485,953
当期末残高	1,296	1,296	-	823,139

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	900,000	900,000	900,000	978,157	978,157	821,842
当期変動額						
当期純損失()	-	-	-	385,082	385,082	385,082
株主資本以外の項 目の当期変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	385,082	385,082	385,082
当期末残高	900,000	900,000	900,000	1,363,240	1,363,240	436,759

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有 価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,296	1,296	823,139
当期変動額			
当期純損失()	-	-	385,082
株主資本以外の項 目の当期変動額(純 額)	3,040	3,040	3,040
当期変動額合計	3,040	3,040	388,122
当期末残高	1,743	1,743	435,016

注記事項**(重要な会計方針)**

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第4期 (2019年3月31日現在)	第5期 (2020年3月31日現在)
建物	744	73
器具備品	1,938	2,636

2. 関係会社に対する資産及び負債

重要性がないため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
有形固定資産	842	3,238
無形固定資産	29,896	40,246

2. 関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,000	10,000	-	40,000

(変動事由の概要)

株式の増加は、増資に伴う新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
第1回新株予約権	普通株式	134	-	134	-	-

(変動事由の概要)

新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第4期 (2019年3月31日現在)			第5期 (2020年3月31日現在)		
	貸借対照表計 上額	時価	差額	貸借対照表計 上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	649,698	649,698	-	245,536	245,536	-
(2)未収委託者報酬	9,769	9,769	-	4,734	4,734	-
(3)未収運用委託報酬	541	541	-	1,063	1,063	-
(4)投資有価証券	51,869	51,869	-	48,298	48,298	-
(5)長期差入保証金	8,666	8,666	-	-	-	-
資 産 計	720,544	720,544	-	299,632	299,632	-
(1)未払金	(6,130)	(6,130)	-	(3,165)	(3,165)	-
(2)未払手数料	(3,574)	(3,574)	-	(4,648)	(4,648)	-
負 債 計	(9,704)	(9,704)	-	(7,814)	(7,814)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第4期 (2019年3月31日現在)			第5期 (2020年3月31日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	50,000	51,869	1,869	10,000	10,135	135
	小計	50,000	51,869	1,869	10,000	10,135	135
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	-	-	-	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	40,000	38,163	1,837
	小計	-	-	-	40,000	38,163	1,837
合計		50,000	51,869	1,869	50,000	48,298	1,702

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第4期3,226千円、第5期4,459千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	第4期 (2019年3月31日現在) (千円)	第5期 (2020年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	293,203	413,026
その他	5,482	3,230
繰延税金資産小計	298,685	416,257
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注1)	293,203	413,026
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	5,482	3,230
評価性引当額小計	298,685	416,257
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	572	41
繰延税金負債合計	572	41
繰延税金負債純額	572	41

(注1) 評価性引当額が117,572千円増加しています。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を119,822千円追加的に認識したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合 計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	413,026	413,026
評価性引当額	-	-	-	-	-	413,026	413,026
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実行率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都港区	(被所有) 直接51.01%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	408,080	-	-
その他の関係会社	株式会社クレディセゾン	東京都豊島区	(被所有) 直接44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	352,000	-	-

(注1) 当社の増資時に発行株式を引き受けたものであります。

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が無いため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	20,578円47銭	10,875円41銭
1株当たり当期純損失金額	8,928円21銭	9,627円06銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失	313,343千円	385,082千円
普通株主に係る当期純損失	313,343千円	385,082千円

期中平均株式数	35,095株	40,000株
---------	---------	---------

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,074,833
前払費用		1,579
未収委託者報酬		86,076
未収運用受託報酬		1,217
その他		9,827
流動資産計		1,173,533
固定資産		
有形固定資産	1	3,031
建物		1,478
器具備品		1,553
無形固定資産		133,726
ソフトウェア		131,350
ソフトウェア仮勘定		2,375
投資その他の資産		32,467
投資有価証券		32,467
固定資産計		169,225
資産合計		1,342,759
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,822
未払金		2,257
未払手数料		86,087
未払費用		19,263
未払法人税等		7,824
流動負債計		117,256
固定負債		
繰延税金負債		755
固定負債計		755
負債合計		118,012
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,400,000
資本剰余金		1,400,000
資本準備金		1,400,000
利益剰余金		1,576,964
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,576,964
株主資本計		1,223,035
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,711
評価・換算差額等計		1,711

純資産合計	1,224,746
負債・純資産合計	1,342,759

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		85,933	
運用受託報酬		19,736	
その他		650	
	営業収益計		106,319
営業費用			
支払手数料		85,061	
広告宣伝費		25,919	
調査費		41,265	
委託調査費		40,986	
その他調査費		279	
委託計算費		3,260	
営業雑経費		2,584	
通信費		1,716	
協会費		867	
	営業費用計		158,091
一般管理費			
給料		102,051	
役員報酬		13,206	
給料・手当		74,738	
法定福利費		14,106	
交際費		39	
旅費交通費		201	
租税公課		11,543	
不動産賃借料		6,845	
退職給付費用		2,457	
固定資産減価償却費	1	25,896	
諸経費		13,618	
	一般管理費計		162,655
営業損失()			214,426
営業外収益			
受取利息		0	
雑収入		26	
	営業外収益計		27
経常損失()			214,399
特別利益			
投資有価証券売却益		1,150	
	特別利益計		1,150
税引前中間純損失()			213,249
法人税、住民税及び事業税			474
中間純損失()			213,724

(3) 中間株主資本等変動計算書

第6期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証 券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	900,000	900,000	900,000	1,363,240	1,363,240	436,759	1,743	1,743	435,016
当中間期変動額									
新株の発行	500,000	500,000	500,000	-	-	1,000,000	-	-	1,000,000
当中間期純損失 ()	-	-	-	213,724	213,724	213,724	-	-	213,724
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	3,454	3,454	3,454
当中間期変動額合計	500,000	500,000	500,000	213,724	213,724	786,275	3,454	3,454	789,730
当中間期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,576,964	1,576,964	1,223,035	1,711	1,711	1,224,746

注記事項**(重要な会計方針)**

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)
建物	136
器具備品	2,986

2. 関係会社に対する資産及び負債

重要性がないため、記載を省略しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	413
無形固定資産	25,483

2. 関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	40,000	10,000	-	50,000

(変動事由の概要)

株式の増加は、増資に伴う新株の発行によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,074,833	1,074,833	-
(2) 未収委託者報酬	86,076	86,076	-
(3) 未収運用受託報酬	1,217	1,217	-
(4) 投資有価証券	32,467	32,467	-
資 産 計	1,194,594	1,194,594	-
(1) 未払金	(2,257)	(2,257)	-
(2) 未払手数料	(86,087)	(86,087)	-
負 債 計	(88,345)	(88,345)	-

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び(2) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	30,000	32,467	2,467
	小計	30,000	32,467	2,467
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,000	32,467	2,467

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	24,494円93銭
1株当たり中間純損失金額	5,328円55銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失金額	213,724千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失金額	213,724千円
普通株式の期中平均株式数	40,109株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

貞廣 篤典 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅谷 圭子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社（旧会社名 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社（旧会社名 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月13日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

貞廣 篤典

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中村 方昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月17日

マネックス・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSVグローバル資産配分ファンド（成長型）の2020年7月28日から2021年1月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MSVグローバル資産配分ファンド（成長型）の2021年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年7月28日から2021年1月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。